

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、長野県土地開発公社ほか24団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成19年2月8日

長野県監査委員 樽 川 通 子  
同 東 方 久 男  
同 宮 澤 敏 文

## 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助等を行った団体について、平成17年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

## 2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、次の基準により25団体を選定し、平成18年11月8日から同年11月29日までの間に実施しました。

- (1) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (2) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出えんを受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証（借入金の元金又は利子の支払の保証）を受けている団体
- (4) 県から1,000万円以上の委託金を受けて公の施設を管理している団体

## 3 監査の実施方法

監査は、次の方法により9団体については実地監査を、16団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

## 4 監査の結果

監査対象団体ごとの監査結果は、次のとおりです。

指摘事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして改善を指示したものです。

指導事項は、指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したものです。

検討事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたものです。

また、監査の結果に意見を添えました。

## (1) 実地監査

監査団体名	長野県土地開発公社	N O . 1
監査年月日	平成18年11月9日	所管部局 企画局
監査対象事項	1 出資金（県出資率 100%） 2 貸付金（長野県土地開発基金貸付金）	20,000,000円 7,007,603,276円
監査結果	<p>1 指導事項 長期保有土地の処分促進 平成17年度末現在保有している用地（県代行用地）649,683㎡、240億7,064万余円のうち、5年以上の長期にわたり保有しているものが、土木関連で2,262.51㎡（帳簿価額2億3,124万余円）、産業団地関連（県営産業団地貸付特約付分譲制度により既に無償貸付している土地を除く。）で518,433.05㎡（同156億8,677万余円）あります。所管部局と協力して、早期処分に努力してください。</p> <p>2 検討事項 長期保有土地の時価を反映した価額表示 長期保有土地の中には時価が帳簿価額を著しく下回っているものが見られます。現状では地価下落に伴う損失を公社が負担することとなっている以上、時価が回復する見込みのない損失見込額91億5,362万余円は評価減を行うなど、決算書が真実の内容を表すように工夫してください。</p>	
意見	<p>1 改革実施プランの実施状況 改革実施プラン（平成16年9月）では、平成20年度末で公共用地等の先行取得業務を終了し、公社を実質的に廃止することとなっています。さらに、先行取得した土地の国や県への引渡しを進め、平成24年度までに県の新たな財政負担を生じさせないで解散・清算の手続きを進めるとされています。 しかしながら、産業団地用地に代表されるように、時価下落の著しい長期保有土地が多く、本来、県が負担すべき損失見込額91億5,362万余円を公社が全て負担するとの前提で試算すると、約15億5,000万余円の債務超過になっており、土地開発基金からの借入金70億760万余円の返済が困難となっています。また、土地保有に係る経費や借入金支払利息が毎年土地資産に上乘せられるなど、ますます土地の帳簿価額と時価の乖離が進み、損失見込額を増加させています。建設的な議論を県民に幅広くしていただくため、時価情報や帳簿価額との差額、県との交渉経過などの説明責任を果たしてください。</p> <p>2 借入金返済計画の策定 県土地開発基金（71億円）のほぼ全額が貸し付けられたままの状態です。このほか、平成17年度末には112億</p>	

	<p>7,600万余円の金融機関からの有利子借入金が存在します。土地売却が遅れており、清算段階で金融機関への返済を行うために県の一般会計から新たな支出をする事態が見込まれますので、県へ計画的な土地代金の支払いや経費負担を求める等、借入金の縮減に努力してください。</p> <p>3 改正された経理基準への準拠 平成17年1月21日付け総務省通知により「土地開発公社経理基準要綱」が改正されています。これに沿って公社財務規程も改正(平成18年3月理事会承認)されていますが、産業団地等分譲損失引当金の具体的な計上基準は不明です。地価の著しい下落の場合の強制評価減の基準なども明確にして、同要綱に準拠した決算書を作成してください。</p> <p>4 公社廃止に伴う職員の処遇 プロパー職員の再就職については、希望退職のほか平成18年度から平成20年度まで3年間での段階的な県職員への採用という方向で進められています。引き続き組合と協力し再就職先の確保に向けた取り組みを一層推進してください。</p> <p>5 情報の発信 一般県民に公社の正確な情報を伝えるためにはインターネットのホームページは効果的です。他の外郭団体の中にはこれを有効に活用し、団体概要等を掲載し自らアピールしているところもあります。土地処分の促進を図るためにもこれらを参考にしてホームページを立ち上げ、積極的に情報発信し、県民の理解に役立ててください。</p>
--	---

監査団体名	社団法人長野県林業公社	NO. 2
監査年月日	平成18年11月8日	所管部局 林務部
監査対象事項	<p>1 出資金(県出資率100%) 68,000,000円</p> <p>2 補助金(272,030,026円)</p> <p>(1) 森林造成事業補助金 230,489,700円</p> <p>(2) 長野県林業公社事業補助金 31,153,707円</p> <p>(3) 集落で支える里山整備支援事業補助金 1,594,200円</p> <p>(4) 森林整備体制高度化事業補助金 932,000円</p> <p>(5) 森林整備合理化計画推進事業補助金 7,860,419円</p> <p>3 貸付金(長野県林業公社造林資金貸付金) 12,441,655,000円</p> <p>4 損失補償(造林資金借入金損失補償) 400,031,000円</p>	
監査結果	<p>1 指導事項 分収林会計基準の制定 分収林の資産計上は、木材の販売が遠い将来のことでありその時点の木材価格が予想できないことから、現時点では取得原価主義により造林・育林に掛かった経費を積み上げる方式となっています。しかしながら、木材価格の低迷により改革実施プランの試算でも62億円を超える返済不能債務の発生が見込まれています。公社では、計算書類の注記によりこうした将来の返済不能債務発生リスクの存在を記載してはいますが、注記の充実や引当金の設定などにより、財務諸表が分収林資産の特性を踏まえた真実な会計情報を提供できるようにする必要があります。全国組織を通じて早急に分収林会計基準の制定を働き掛けてください。</p> <p>2 検討事項 分収林資産価値と将来発生債務の試算 公社の主たる財産である分収林資産は、将来の木材価格により現在価値も決定されるものですが、その予測が困難なときは現在の木材価格の動向を基礎条件として試算し、将来発生債務と比較することにより、返済不能債務発生リスクを予測することができます。改革実施プランでも試算を行っていますが、木材価格が変動するので定期的に試算を行うことが必要と考えます。システムを作り、データベース化するよう検討してください。</p>	
意見	<p>1 改革実施プランの実施状況 施業見直しによる経費削減や収入間伐の実施による収入確保、農林漁業金融公庫融資の低利融資への借換えなど、公社財政の改善に向けての努力は評価します。しかしながら、県行造林への移行には、土地所有者との契約変更や消費税の免除など大きな課題があり、公社及び県所管部局においても国等関係機関へ要請を行っていただいているが、移行を考えているところが全国的には少なく、大きな進捗が得られていません。引き続き、様々なルートを通じて働きかけを強化してください。</p> <p>2 会費の徴収 前回の監査でも意見を述べましたが、いまだ社員から会費を徴収していません。会員の多くが市町村で造林・育林契約の相手方として協力してもらっている状況はわかりませんが、会費という社団法人の根幹を負担することにより公社の経営に参画しているという認識が醸成されると思います。社員の協力体制の構築のためにも会費を徴収していくべきと考えます。</p>	

監査団体名	長野県住宅供給公社	NO. 3
監査年月日	平成18年11月9日	所管部局 住宅部
監査対象事項	<p>1 出資金(県出資率100%) 60,560,000円</p> <p>2 貸付金(2,709,980,000円)</p> <p>(1) 勤労者分譲住宅建設資金融資事業貸付金 9,980,000円</p> <p>(2) 都市再開発事業資金貸付事業貸付金 2,700,000,000円</p> <p>3 利子補給(中堅層向けゆとり賃貸住宅利子補給金) 32,086,271円</p> <p>4 委託料(県営住宅管理業務委託事業) 834,740,429円</p>	

監査結果	<p>指導事項</p> <p>住宅供給公社会計基準の改定 平成18年3月の「地方住宅供給公社会計基準」(準則)改正(地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)改正(平成18年6月8日国土交通省令第69号)により平成18年4月1日開始事業年度から適用)により、特定準備金は廃止されています。負債に属さない同準備金は取り崩し、適切な科目で処理するよう改正準則に従って会社の会計基準を改正してください。</p> <p>また、決算書において変更のあった会計方針や重要な補足情報は、わかりやすい注記を設けるなど積極的に情報提供してください。</p>										
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況 行政機構審議会答申は団体の廃止(制度的な制約を解消した段階で)としていましたが、改革基本方針では「自主解散を可能とする制度・スキームが未だ無い中で『廃止』を打ち出すことは、利用者や金融機関にいたずらな不安を与え、ひいては会社の経営に影響を及ぼし新たな県民負担も生じかねない。このため、現時点の改革基本方針は『事業の縮小』とし、制度改正後には速やかに制度やスキームを踏まえて見直しを行うこととする。」としています。その後、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)が平成17年6月29日に改正され、議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに解散することが可能となりました。県住宅部と協力して速やかに改革基本方針の見直しを求めます。</p> <p>2 借入金の縮減 会社の借入金は158億余円に達しています。換価可能資産の把握に努め、余剰資産を原資として借入金の返済を行い、利子負担の圧縮を図ってください。</p> <p>3 保証及び損失補償債務 保証債務193億1,794万余円と損失補償債務100億3,264万余円(平成18年1月31日現在)に対応して損失見込額29億3,931万余円が債務保証損失引当金として計上されています。これは、建設事業主の金融機関借入金に対する債務保証や損失補償のうち、居住施設が付帯したホテルやビル及び賃貸マンションの事業主の経営破綻等に対応した損失見込額で、非常に多額です。</p> <p>社会情勢の変化もあり、リスクの大きさを考慮し新規の債務保証等を取り止める方針としたことは評価できます。しかし、既に保証等している案件の中にはその保証等に頼り経営努力が伴っていない事例が見受けられ、公平・公正とはいえません。個々の事業主や保証人の資産状況や生計状況をきめ細かく把握し、金融機関にも再生の可否を含めた債権回収努力を強く求めるとともに、会社に生ずる損失を最小限とするよう努力してください。また、求償債権に係る貸倒引当金や債務保証損失引当金は、金融検査マニュアル等を参考に担保価値の実質的な評価を行うなどより適正に計上してください。</p> <p>4 県営住宅等の管理業務 会社は、今年度から指定管理者として長野及び松本地方事務所管内に所在する県営住宅を管理しています。また、来年度からは長野市営住宅の指定管理も受けるよう準備を進めています。住宅管理を民間でも行えるよう長期的な見通しに立って民間事業者を育成するという観点も必要と考えます。</p> <p>5 建物等保有資産の有効活用 本社社屋建物の有効活用や預託金及び遊休土地等の処分を進め、少しでも財務内容の充実に努めてください。</p>										
監査団体名	財団法人長野県下水道公社	NO. 4									
監査年月日	平成18年11月9日	所管部局 生活環境部									
監査対象事項	<table border="0"> <tr> <td>1 出えん金(県出えん率 50.0%)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2 委託料(2,859,118,000円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 諏訪湖流域下水道維持管理委託事業</td> <td>1,232,279,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 千曲川流域下水道維持管理委託事業</td> <td>1,258,997,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 犀川安曇野流域下水道維持管理委託事業</td> <td>367,842,000円</td> </tr> </table>	1 出えん金(県出えん率 50.0%)	20,000,000円	2 委託料(2,859,118,000円)		(1) 諏訪湖流域下水道維持管理委託事業	1,232,279,000円	(2) 千曲川流域下水道維持管理委託事業	1,258,997,000円	(3) 犀川安曇野流域下水道維持管理委託事業	367,842,000円
1 出えん金(県出えん率 50.0%)	20,000,000円										
2 委託料(2,859,118,000円)											
(1) 諏訪湖流域下水道維持管理委託事業	1,232,279,000円										
(2) 千曲川流域下水道維持管理委託事業	1,258,997,000円										
(3) 犀川安曇野流域下水道維持管理委託事業	367,842,000円										
監査結果	<p>1 指導事項 会計規程の整備 流域下水道維持管理業務委託においては、会社から多くの業務が再委託や請負等で発注されています。公社発注の工事及び委託契約に関する手続きは、公社会計規程及び同実施細目では県の財務規則の規定及びこれに関する取扱いの例によることとされていますが、独自に取扱要領を定めこれを緩和し、県の規定による限度を超える随意契約や請求払い修繕工事などが散見されました。これでは、実態として間接的に県が適正でない発注をしていることになるとも考えられます。早急に公社会計規程等を改正し契約等に関する規定を明確に定め、発注業務の透明性を高め、経費の一層の縮減を図ってください。</p> <p>2 検討事項 内部留保の活用 会社には、市町村発注の下水道工事の受託事務費の累積を主たる原因とする内部留保が、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定。以下「公益法人指導監督基準」という。)及び同運用指針で望ましいとされる30%を超えて存在します。今後、公益事業の充実によりこれを活用していくとしていますが、特に市町村職員の専門性向上のための研修拡充や市町村下水道設備の実態調査に基づく管理アドバイス事業を始めるなど、内部留保を有効活用しその縮減を図ってください。</p>										
意見	<p>改革基本方針の実施状況 県関与の廃止に向け、県職員の派遣を縮小し組織のスリム化を図ってきているところです。今後は、平成20年度には流域下水道維持管理業務は県が直接発注し、会社は評価監視業務など県業務の補佐的役割を担うこととされ、これに向けて性能発注方式に転換して問題点の把握に努めています。一方、市町村からの受託業務も減少してきています。こうした状況変化に対して、下水道事業における会社のあり方を充分検討し、所管部局である生活環境部との連携を図りつつ、かつ、自立した組織としての責任を果たすため、会社の専門的技術水準を維持向上させるとともに、業務量の確保や経費の効率的な執行により安定経営に努め、県及び市町村の下水道事業に対する要請に応えていただきたい。</p>										

監査団体名	社団法人信州・長野県観光協会		NO. 5
監査年月日	平成18年11月8日	所管部局	商工部
監査対象事項	1 出資金(県出資率 80.4%) 100,000,000円 2 補助金(長野県観光協会運営事業補助金) 70,763,828円 3 負担金(観光マーケティング支援事業負担金) 106,421,000円 4 貸付金(長野県観光協会事業運営資金貸付金) 200,000,000円		
監査結果	平成19年1月22日付け「平成18年度随時監査等報告書」(以下「随時監査報告書」という。)第4監査の結果 1(社)信州・長野県観光協会の監査結果のとおりです。なお、項目は次のとおりです。 1 指導事項 (1) 正確な決算書の作成・公表 (2) 経理規程の早急な改正 (3) 不適切な事務処理の改正 2 検討事項 (1) 販売用不動産の有効活用 (2) 職員保養施設等の有効活用		
意見	随時監査報告書第5監査委員の意見のとおりです。なお、項目は次のとおりです。 1 (社)信州・長野県観光協会の位置づけと改革方針の再検討について 2 (社)信州・長野県観光協会会員からの会費徴収について 3 国際観光推進事業の実施方法・事業効果の検証について 4 施設事業の見直しについて 5 別荘地管理事業及び温泉管理事業の見直しについて		
監査団体名	社団法人長野県林業コンサルタント協会		NO. 6
監査年月日	平成18年11月9日	所管部局	林務部
監査対象事項	出資金(県出資率 100%)		1,000,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	1 改革基本方針の実施状況 改革基本方針で示された県の関与の廃止に向け、平成16年度から県職員の派遣を廃止しました。さらに、公共団体からの受託事業が大幅に減少し、経営の厳しさが増す中において、組織のスリム化も図っています。小規模市町村の積算、監督業務等の公益事業への特化という改革基本方針の達成に向け、協会の専門性を保持しつつ安定した経営を行うための事業内容及び組織体制の整備を早急に検討することが必要です。また、市町村業務との関係が強くなることから出資を求め、県の出資比率の引下げを図ることも検討すべきです。 2 内部留保の活用 減価償却引当預金が減価償却累計額より過大であったり、必要額の算定根拠が明らかでないシステム開発引当資産や災害保証積立資産、財政調整積立資産等に充てる定期預金等が、事業費等に比べ多額となっています。この内部留保を有効に活用し、協会の専門性に対する県・市町村のニーズにどのように応え公益事業の充実を図るのか、平成20年度からの公益法人改革に向けて早急に検討してください。 3 随意契約の縮小 協会の発注する委託業務はすべて随意契約です。工期が限られ、特殊な構造物に関する調査・設計等の業務ではありますが、安価で透明性を確保した発注業務となるよう配慮を求めます。		
監査団体名	社団法人長野県トラック協会		NO. 7
監査年月日	平成18年11月8日	所管部局	企画局
監査対象事項	補助金(運輸事業振興助成補助金)		264,283,000円
監査結果	指導事項 1 補助金の事務の執行 (1) 特別会計の財務諸表の改善 運輸事業振興助成補助金 2億6,428万余円を経理する特別会計の財務諸表は、次のとおり明瞭性を欠きますので改善を求めます。 ア 総括表における特別会計は3会計ですが、個別の計算書は6計算書あり、整合していません。 イ アの6計算書は収支計算書が6会計ありますが、正味財産増減計算書及び貸借対照表は2会計だけであり、整合していません。 ウ 収支計算書の支出の部は事業ごとに一括計上されており、細科目例えば給料手当等の形態別科目名で記載されていません。 エ 会計間の繰入金収入と繰入金支出が科目表示されておらず、また、総括表で内部取引消去されていません。 オ 財務諸表に必要な注記がありません。 (2) 事業報告の改善 運輸事業振興助成補助金 2億6,428万余円の事業内容を積極的に情報開示するため、「事業報告書」について次		



	<p>のとおり改善を求めます。</p> <p>ア 所管官庁に関する事項として、国土交通省北陸信越運輸局及び長野県企画局に関する事項を記載してください。</p> <p>イ 事業の実施状況として、運輸事業振興助成の事業内容が的確に分かるように簡潔明瞭に記載してください。</p> <p>ウ 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移を5期間程度記載してください。</p> <p>2 補助金の使途</p> <p>国土交通省が交付金対象とし、県が支出している平成17年度の運輸事業振興助成補助金2億6,428万余円から研修会館建設を目的とした基金造成に6,150万円が充てられています。また、会員事務所に勤務する従業員の福利厚生事業に490万余円が充てられています。これらは平成18年度から廃止されていますが、これまで同補助金を財源としてきた特別会計の正味財産が16億4,258万余円と多額で、約50%がトラック会館等の不動産で、残りの約50%が金融資産という状況です。公益法人指導監督基準に定める内部留保の基準に比して過大であり、補助金が効果的に活用される必要があります。会長宛て北陸信越運輸局長野運輸支局長通知の趣旨（環境対策、交通安全対策及び地方適正化事業の公正・着実な推進）により相応しい公益的な事業に充当してください。</p>
--	---

監査団体名	社団法人長野県バス協会	NO. 8
監査年月日	平成18年11月9日	所管部局 企画局
監査対象事項	補助金（運輸事業振興助成補助金）	30,031,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	
意見	<p>バス利用の促進</p> <p>公共交通機関としてのバス路線の維持はマイカー時代にあって非常に厳しい状況です。車両のバリアフリー化や小型化等のハード面の対策のほか、住民、行政、企業への働きかけに加え、子供たちへの教育を通じて意識改革を図り、バス利用が促進されるようバス会社と協力して対策を進めてください。</p>	

監査団体名	長野県商工会連合会	NO. 9
監査年月日	平成18年11月8日	所管部局 商工部
監査対象事項	<p>補助金（260,868,870円）</p> <p>1 小規模事業経営支援事業費補助金 253,324,000円</p> <p>2 地域中小企業経営資源強化対策事業費補助金 7,544,870円</p>	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	
意見	<p>1 「中小企業の会計に関する指針」の普及</p> <p>平成17年8月1日に企業会計基準委員会等4団体により制定されたこの指針は、中小企業が計算書類の作成に当たり拠ることが望ましい会計処理や注記方法を規定したものであり、経営指導や融資審査に有用であることから、当連合会でも県商工部と協力してその普及・推進に努めてください。</p> <p>2 商工会の指導</p> <p>商工団体の統合、広域連携が進められる中、小規模事業者等の経営改善や地域振興のため、商工会経営指導員に対する研修等を始め商工会に対する指導と事業のあり方を再検討し、効果的な事業を実施してください。</p>	

## (2) 書面監査

監査団体名	財団法人長野県学生寮	NO. 10
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 住宅部
監査対象事項	<p>1 出資金（県100%出資） 4,500,000円</p> <p>2 貸付金（長野県学生寮貸付金） 18,504,604円</p>	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	社団法人長野県畜産物価格安定基金協会	NO. 11
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 農政部
監査対象事項	<p>1 出資金（県出資率40.8%） 96,000,000円</p> <p>2 補助金（肉用子牛生産安定特別対策事業補助金） 12,906,700円</p>	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	
意見	<p>改革基本方針の実施状況</p> <p>改革基本方針では、平成16年度末までに他の畜産関係団体との統合を検討するよう提案されています。社団法人長野県畜産会との統合を検討していますが、事務処理システムの変換など費用が掛かりメリットがないとのことで進んでいません。改革基本方針の主旨を踏まえ引き続き検討を進めてください。</p>	